

| 福井県知事意見 | 事業者の見解 |
|--|--|
| <p>全般的事項</p> <p>配慮書では、路線を4 kmのルート帯で、駅位置を直径5 kmの範囲内として示している。また、路線の明り区間およびトンネル区間の位置ならびに橋梁位置や嵩上げ式等の構造、鉄道施設である車両基地、斜横坑、立坑および換気施設等の位置や規模、構造等も配慮書に示されていない。</p> <p>また、把握された地域特性に関する情報には、貴重な動植物などの県および市町等が有する文献情報が含まれておらず、地域特性を十分に把握しているとは言い難い。</p> <p>今後、事業計画の検討に当たっては、県および市町等が有する地域特性に係る文献の収集、地域の環境に精通した専門家等からの聴取などにより、地域特性に関する情報を十分に把握の上、工事施工ヤード・工事用道路の設置等工事計画を含め、環境影響の回避・低減のため十分な配慮を加えること。</p> <p>その配慮の内容および検討経緯については、環境影響評価方法書以降の図書に具体的に記載すること。</p> | <p>本方法書及び今後の環境影響評価手続きにあたっては、工事中の環境影響にも配慮を行うこととします。本事業にかかる調査、予測及び評価の方法は第7章に記載しております。また、結果は準備書に記載することとします。</p> |
| <p>工事計画を含む事業計画の深度化に応じ、また、把握した地域特性に関する情報および調査の状況を踏まえ、影響要因および環境要素の検討や見直しを行い、環境影響評価項目の選定や追加等を行うこと。</p> | <p>本事業の環境影響評価にあたり選定した項目及びその理由は、第7章に記載の通りです。</p> |
| <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p> | <p>環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先して検討することとします。</p> |
| <p>環境影響評価に係る調査・予測および評価(以下「調査等」という。)の手法、環境保全措置等の最新の知見ならびに先行新幹線事業の工事中および供用中の環境調査結果等で得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。</p> <p>また、今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報提供、丁寧な説明および意見の聴取を行うこと。</p> | <p>今後の調査で得られた結果は、今後の環境影響評価手続きの中で明らかにするとともに、機会を捉えて丁寧に説明することとします。</p> <p>また、必要に応じ専門家等からの意見聴取を行うこととします。</p> |
| <p>騒音、低周波音、振動および微気圧波</p> | |
| <p>事業実施想定区域およびその周辺には、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住宅等が存在するため、生活環境へ</p> | <p>騒音、低周波音、振動及び微気圧波の影響については、今後の環境影響評価の</p> |

| | |
|--|---|
| <p>の影響が懸念される。このため、鉄道施設の位置や構造等の検討を含め、周辺住居等への影響をできる限り回避・低減すること。</p> <p>また、トンネルの坑口において発生するおそれがある微気圧波について、十分な検討を行うこと。</p> | <p>手続において、調査、予測及び評価を行い、当該影響をできる限り回避・低減するよう検討してまいります。</p> |
| <p>水質</p> <p>鉄道施設の存在に伴う改変により、濁水が発生するおそれがある。また、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の敦賀市域のトンネル建設工事において、掘削土から地質由来の重金属が検出されており、重金属を含むトンネル排水等が河川へ流出するおそれがある。</p> <p>このため、工事中および供用中の排水の放流先となる河川において、飲用、農業用または漁業等の水質への影響をできる限り回避・低減すること。</p> | <p>工事中及び供用中の水質への影響については、今後の環境影響評価の手続において、調査、予測及び評価を行い、当該影響をできる限り回避・低減するよう検討してまいります。</p> |
| <p>地下水および水資源</p> | |
| <p>トンネル等地下構造物の工事および存在による地下構造物への湧水に伴う周辺地域における表流水の流量減少や地下水位の低下が懸念される。このため、水道や農業用水等の水源の位置および使用状況等を十分把握するとともに、それらへの影響をできる限り回避・低減すること。</p> <p>特に、小浜市域は、水道水源のほとんどを地下水で賄うほか、自噴井戸が数多く存在することから、事業実施想定区域のみならず下流域についても、専門家の助言を受けるなど、その影響を回避または最大限低減すること。</p> | <p>トンネル等地下構造物の工事及び存在による地下水・水資源への影響については、今後の環境影響評価の手続において、周辺の水利調査等を行い、専門家の助言等を受け、予測及び評価を行い、当該影響をできる限り回避・低減するよう検討してまいります。</p> |
| <p>動物、植物および生態系</p> | |
| <p>事業実施想定区域およびその周辺では、イヌワシおよびクマタカ等の希少猛禽類、「守り伝えたい福井の里地里山重要地 30」に指定されている里地里山、自然植生、特定植物群落、福井のすぐれた自然に選定されている動物・植生・地形・地質等の重要な動植物・生態系が確認されている。</p> <p>そのため、事業の実施に伴う森林伐採、土地改変およびそれらによる外来生物の侵入ならびに騒音により、これらの希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失が懸念される。加えて、当地域は過去に動植物等の現地調査が十分に行われていない地域であり、今後適切な調査が行われなければ、現在</p> | <p>動物、植物及び生態系への影響については、今後の環境影響評価の手続において、専門家の助言等を受け、現地調査、予測及び評価を行い、当該影響をできる限り回避・低減するよう検討してまいります。なお、希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方」(改訂</p> |

| | |
|--|--|
| <p>未確認とされる希少な動植物の生息・生育環境が事業実施に伴い消失する懸念もある。</p> <p>このため、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。この現地調査により、自然度の高い植生が存在する区域を明らかにするとともに、重要な種の生息・生育状況を把握すること。なお、希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方」(改訂版)(平成 24 年 12 月環境省)に基づき、現地調査の実施、予測および評価を行うこと。</p> <p>これらの結果を踏まえ、その影響をできる限り回避または低減すること。</p> | <p>版)(平成 24 年 12 月環境省)に基づき、現地調査の実施、予測及び評価を行ってまいります。</p> |
| <p>景観</p> <p>事業実施想定区域周辺は、ラムサール条約の登録湿地である三方五湖や自然公園法に基づく国定公園の特別地域が存在し、風光明媚な景勝地となっている。鉄道施設の存在により、これらの眺望点からの景観の影響が懸念される。このため、眺望点の選定や調査等に当たっては、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者の意見の把握に努め、眺望景観への影響をできる限り回避・低減すること。</p> <p>特に、事業実施想定区域周辺には、国宝に指定された建造物など文化財も多数存在していることから、これらの文化財からの眺望についても十分配慮すること。</p> | <p>景観への影響については、今後の環境影響評価の手續において、調査、予測及び評価を行い、当該影響をできる限り回避・低減するよう検討してまいります。なお、眺望点の選定や調査等に当たっては、関係自治体等の意見の把握に努めるとともに、文化財からの眺望についても配慮します。</p> |
| <p>廃棄物等</p> <p>本事業は全体の 8 割がトンネル区間であるとしており、トンネル掘削等により発生する多量の建設発生土については、配慮書においては処理の方法等が示されていない。建設発生土を処理するに当たり、大規模な土捨場を設置する場合には、その存在による改変、濁水の発生など、環境影響が相当程度大きくなる懸念がある。環境影響評価の項目として建設発生土を選定し、その影響の低減を図ることはもとより、建設発生土の処分地の工事および存在を影響要因とし、影響を受けるおそれがある環境要素を抽出の上、調査等を実施し、その影響の回避・低減を図ること。</p> <p>また、「水質」のとおり、発生土が重金属を含むおそれがあるため、その適正処理について配慮すること。</p> | <p>今後の環境影響評価手續の中で、工事計画の深度化に合わせて調査、予測及び評価を実施することとします。なお、建設発生土については、廃棄物等の項目の中で記載することにしております。また、重金属への配慮も合わせて行うこととします。</p> |